

## 法律事務所の弁護士求人アンケート【2008】 分析結果と対策

### 1 本アンケートの概要及び回答率等

本アンケートは、2008年8月から9月にかけて全国11878事務所に対して行われ、全2660事務所から回答が得られた（回答率22.39%）（【表1】）。

なお、2006年に実施された同様のアンケートでは、回答事務所3146、回答率28.40%、2007年では、回答事務所3399、回答率29.09%となっており、2008年は過去2年間に比べて若干低い回答率となっている。

回答者の所属単位会の規模及び所属事務所の規模の内訳は【表2】及び【表3】のとおりである。

### 2 61期の登録状況

61期の弁護士登録者数は、2100人（現559人、新1541人）であり、修習を終了したのに判検事にも任官せずまた弁護士登録もしていない者（以下「弁護士未登録者」という。）の数は、現61期が6人、新61期が42人となっている（2009年2月19日現在）。

なお、59期及び60期の弁護士登録者数との比較は下表のとおりである。

		修習 終了者 数	一括登録日			約2カ月後		
			弁護士 登録者 数	弁護士 未登録者 数	弁護士 未登録者 割合	弁護士 登録者 数	弁護士 未登録者 数	弁護士 未登録者 割合
59期		1,404	1,144	58	4.1%	1,169	33	2.4%
	追試 組	91	79	12	13.2%	-	-	-
60期	現	1,397	1,204	70	5.0%	1,254	20	1.4%
	新	979	839	32	3.3%	856	17	1.7%
61期	現	609	532	33	5.4%	553	12	2.0%
	新	1,731	1,494	89	5.1%	1,541	42	2.4%

一括登録日及びその約2カ月後における弁護士未登録者数の割合を比較すると、61期は60期よりも増加している。

なお、弁護士登録者の中には、元々既存の法律事務所へ勤務弁護士として採用されることを希望していたにもかかわらず、それがかなわず自宅を登録事務所としている者や、やむを得ず独立開業した者がいる可能性が高い。それらについては、本アンケートから

は不明である。

### 3 2009年の弁護士採用動向の予測

#### (1) 62期の弁護士志望者数予測

62期の修習生数（現新合計）は2317人（修習開始時）であり、例年並の200人前後（190人～230人程度）<sup>1</sup>が判事補または検察官となると仮定すると（【表5】参照）、弁護士登録希望者（以下「弁護士志望者」という。）数は、2110人程度と予測される<sup>2</sup>。

#### (2) 62期に対する求人動向

##### アンケート回答に現れた求人数

本アンケート回答に現れた62期の採用予定数（以下「求人数」という。）は、809人（現62期128人、新62期287人、現新不問394人）であった（【表4】）。

この数字は、あくまで本アンケート回答に現れた数字であり（1のとおり本アンケートの回答率は約22.39%である）、かつ本アンケート実施時点での数字である<sup>3</sup>。すなわち、62期修習終了時点での最終的な求人数を予測するためには、採用予定はあるが本アンケートに回答していないもの、本アンケート実施時点では採用予定がないがその後修習終了までに採用することとなるもの、による修正が必要である。しかしながら、これら二つの修正要素を考慮に入れて62期修習終了時点での求人数を正確に予測することは困難である。

	2006年実施 (60期対策)	2007年実施 (61期対策)	2008年実施 (62期対策)
弁護士志望者数 推計	約2210人	約2150人	約2110人前後
アンケートにおける 求人数	875名	805名	809名

ところで、上表の通り、2006年アンケートにおいては、求人数は875人（現60期216人、新60期133人、現新不問526人）であった。

また、2007年アンケートにおいては、求人数は805人（現61期162人、新61期

<sup>1</sup> 60期における判事補・検事任官数の合計は231名であり、61期における判事補・検事任官数の合計は192名である（【表5】参照）。

<sup>2</sup> 修習終了者数を正確に算出するには、前年以前二回試験不合格者の再チャレンジ組の数を加算し、当年二回試験不合格者数を減算する必要があるが、それらの予測は不可能であることから、とがほぼ等しいと仮定して考える。また、弁護士志望者数の中には、既存の事務所に勤務弁護士として採用されるのではなく、修習終了後ただちに独立開業することを希望する者も含まれている。ただし、そのような者の数は例年十数名程度と推測されており、数としては少ないので、ここでは考慮に入れないこととする。

<sup>3</sup> 日本司法支援センター（法テラス）に対してはアンケートを行っていないので、法テラス採用のスタッフ弁護士（新養成スキームに基づき当初より法テラスに採用されるスタッフ弁護士）の数は考慮に入れていないが、数十名レベル（61期で法テラスに採用されたスタッフ弁護士は約50人である）であり、本分析に影響を及ぼすものではないと考えられる。

193人、現新不問450人)であった。

弁護士志望者数は60期が約2210人であり、61期が約2150人、そして62期は約2110人前後であること、及び本年アンケート回答率が若干低くまた所属弁護士数101人以上の事務所からの回答率が過去2年に比して若干高いことからすると、本アンケート実施時点における62期の求人回答数は、2006年・2007年アンケート実施時点における求人回答数と大きな差はないと言い得る。

#### 60期・61期・62期の比較分析

2006年のアンケートにおいては、同アンケート実施時点における60期の求人数が弁護士志望者数より下回っている可能性が大きいという分析結果が得られたため、60期の就職難が危惧されていたが、結果的に弁護士志望者のほぼ全てが弁護士登録できたことが明らかになっている。

2007年のアンケートにおいては、数字の上での求人数は60期と61期はほぼ同様であるものの、60期における59期の採用余力がないことを大きな理由として、61期の方が厳しい状況にあるとみるべきであり、60期において結果的に全員が弁護士登録できたのだから61期も同様の結果になると楽観的に考えることはできないという分析結果が出された。

2で述べたように、一括登録日における弁護士未登録者数の割を比較すると、61期は60期よりも数ポイント増えており、2007年のアンケート分析結果に沿った結果となっている。

62期採用についての正確な予測は困難であるが、2006年・2007年アンケート実施時及びそれ以降の60期・61期採用をめぐる状況と、本アンケート実施時及びそれ以降に予測される62期採用をめぐる状況を比較すると、以下の点が指摘できる。

(ア)まず、60期・61期及び62期の採用をめぐる状況で共通するもの及び62期の方に有利と思われる事情としては、以下のようなものがある。

A) 本アンケート及び2006年・2007年アンケートは、いずれも修習生が実際に登録する1年以上前に実施されている。そのため、この時点では次年の採用について具体的な計画を立てていなかったために求人ありとの回答をしなかったものの、実際にはアンケート実施後登録時までに採用を決める事務所も多いと考えられる。したがって、本アンケート時点での求人数と弁護士志望者数のギャップは、2009年の62期登録時までに相当縮まるはずである。

B) 2009年開始の裁判員裁判及び被疑者国選拡大に対応した刑事弁護態勢作り、後述する法的サービス企画推進センターを始めとした日弁連の様々な施策による弁護士の業務分野の拡大、その他今後顕在化する新たな弁護士ニーズが採用に反映される可能性がある。もっとも、これらの新たな弁護士ニーズは、その性質上個々の事務所における新人採用に直接反映するとは限らないので、これらの影響は間接的なものにとどまると考えられる。

C) 下記(5(1))のとおり、新卒年俸の低下や多様な採用・雇用形態の浸透により、これまで採用を控えていた事務所が採用に向かう可能性がある。特に、

1人・2人事務所の採用予定数は、2006年アンケートでは、1人事務所133名、2人事務所120名(合計253名)、2007年アンケートでは1人事務所128名、2人事務所100名(合計228名)と若干減少したものの、日弁連の働きかけなどが功を奏し、本アンケートでは1人事務所140人、2人事務所114名(合計254名)と伸びていることがうかがえる(【表7】参照)。

(イ)これに対し、61期に比べ62期の方が不利になる(採用状況が悪化する)と思われる事情には以下のようなものがある。

A) 2008年(61期)の採用において厳しい採用状況が危惧されたため、日弁連・各弁護士会が積極的な採用の働きかけを行い、その結果、上記働きかけに応じて新人採用を行った事務所も2008年には相当程度あったのではないかと考えられる。

しかし、このような働きかけにより、これまで積極的に採用活動を行ってこなかったものの潜在的な採用のニーズや意欲があった事務所の多くはすでに採用を行ってしまったとも考えられる、また事務所スペースの問題もあるため、2009年に同様の働きかけを行っても、これに応じる事務所が2008年と同程度存在するか否かは疑問である。

B) 2008年、米国のサブプライムローン問題を発端に世界に金融不安が広がり、我が国においても経済状況が悪化したため、各事務所の弁護士採用人数が減少することが懸念される。

#### 4 新卒弁護士の年俵

##### (1) アンケート回答傾向

本アンケートでは、新卒弁護士の給与(年俵)については、「500 - 599万」との回答が最も多く(30.42%)続いて「600 - 699万」(30.01%)、「400 - 499万」(13.16%)であった(【表8-3】【表8-4】)。「保証給なし」も8.13%存在した(この「保証給なし」がいわゆる事務所内独立採算弁護士に該当するの否かは本アンケートからはわからない)。

##### (2) 2006年・2007年アンケートとの比較

2006年は「600 - 700万」との回答が59.62%と約6割を占め、「500 - 599万」「400 - 499万」は、それぞれ14.56%、5.37%であり、「600 - 699万」とそれ以下では大きく差が開いていた<sup>4</sup>。

これに対し、2007年は、「600 - 699万」は36.15%と4割以下であり、「500 - 599万」(27.10%)、「400 - 499万」(12.85%)との開きも小さくなっており、新卒年俵は、2006年と比較して大幅に下がったとまではいえないまでも、2006年に比して若干の減少傾向があると考えられた。

<sup>4</sup> なお、2006年のアンケートにおいては「保証給なし」という選択肢は設けられていなかった。

そして、本アンケートで最も多いのは、2006年・2007年より一段階下の「500万599万」(30.42%)となっており、さらに減少傾向にあるといえる。(【表8-4】)。

## 5 採用を可能にする条件

### (1) アンケート回答傾向

「どのような採用条件・勤務形態であれば今後採用できるか」という設問に対し(複数回答)、2006年アンケートでは、「低年俸」38.8%が最も多く、続いて「スペース」34.4%という回答であり、「低年俸」の具体的な額は「400-499万」34.97%に続いて「500-599万」32.29%であった。

これに対し、2007年アンケートでは、「スペース」50.5%と「低年俸」50.5%とほぼ同数であり、「低年俸」の具体的な額は「400-499万」35.42%が最も多く、続いて「500-599万」23.38%であった。

本アンケートでは、「スペース」41.6%が最も多く、続いて「低年俸」39.6%という回答であり、「低年俸」の具体的な額は「400-499万」33.33%に続いて「500-599万」25.04%であった。(【表8-5】【表9-1】)。

過去3年間において、「低年俸」と「スペース」という回答が、ほぼ近い割合で挙げられている。また「低年俸」の具体的な額については、例年「400-499万」が最も回答数が多く、次いで「500-599万」となっており、順位自体は変わっていない。もっとも、「400-499万」と「500-599万」の差が、2006年では殆どなかったのに対し、2007年及び本年では、10%前後も差が開いており、4で述べたような最多回答の新卒給与額(500-599万)よりもさらに低い額の年俸で採用したいと考えているところが増えているといえる(【表8-6】)。

また、「歩合のみで給与保証なし」であれば可能という回答は、2006年アンケートでは26.5%であるが、2007年アンケートでは21.2%とやや減少し、本アンケートでは13.8%とさらに減少しており、給与の支払いよりも物理的なスペースの問題が大きいことがうかがえる。

### (2) 会規模及び事務所規模別の傾向

会規模別に見ると、「低年俸」「スペース」が多いところはいずれも共通しているが、小規模会において「開業支援であれば可能」としているところが多い点に特徴があり(【表10-2】)、この点は2006年及び2007年アンケートにおいても同様である。

また、事務所規模別に見ると、やはり「低年俸」「スペース」が多いところは共通しているが、1人事務所において「開業支援であれば可能」としているところが多く(【表11-2】)、小規模会と同様の特徴があるが、2006年及び2007年アンケートにおいて同じ結果となっている。

## 6 日弁連が行うべき施策

### (1) 2007年アンケートにおいて提案した施策

2006年のアンケートを踏まえ、日弁連は主に以下のような施策を提案し、さらに2007年のアンケートを踏まえ、引き続き同様の施策が必要であると考え、いくつかの施策実行・検討中である。

求人情報についての効果的なシステム化を図り、求人と弁護士志望者のマッチングを図る

採用説明会の効果的な開催

独立開業支援や新人弁護士サポートを弁護士会として敷いてもらうための働きかけ

1人事務所の採用促進、大規模事務所の採用促進

## (2) 2007年の施策の検証及び本アンケートを踏まえた施策

2009年においても求人側と弁護士志望者側のマッチングが重要な問題であることは明らかであり、上記(1)の施策の必要性は依然として存在している。

この点については、「ひまわり求人求職ナビ(求人求職情報提供システム)」を構築し、2008年8月1日から全面運用が開始されたが、登録者数の増加等を含め、活用の充実を図ることが課題である。

また、全国的な求人側と弁護士志望者側のマッチング解消のためには、上記(1)及びの施策も引き続き必要である。

については、2008年も日弁連の主催で採用情報説明会を開催し、これらの採用情報説明会では多くの修習生の参加が得られた。さらには、2008年は「就職先未定者と即独予定者のための相談会」を(合計2回)開催し、参加者のその後のフォローアップも行っている。

また、本アンケートによれば、「採用はできないが開業支援ならできる」としている事務所が多いことがわかっており、の施策も効果的と考えられる。これについては、日弁連では2008年に独立開業支援策として、独立開業支援チューター制度や独立開業支援メーリングリストを発足させたほか、『即時・早期独立開業マニュアル』や『即時・早期独立経験談集』の発刊及びeラーニングシステム作成を行っている。

1人事務所は全国の法律事務所の約7割を占めており、これらの事務所の多くが弁護士採用に向かえば、全体として弁護士求人数が大幅に増加する可能性が高いため、上記(1)の施策も引き続き行う必要があり、日弁連では、1人事務所の所属弁護士複数化を促進するためのパンフレットを作成・配布するなど、1人事務所の弁護士複数化に向けた施策を実施している。また、2008年には大規模事務所に対しても、弁護士数上位100の事務所に対して個別に採用促進をお願いする文書を送付するなどの施策を実施した。

さらに、弁護士の潜在的な需要の掘り起こし(市民の弁護士へのアクセス促進を含む)及びさらなる業務分野の拡大は、弁護士の活躍の場を増やして弁護士業界全体を活性化させ、ひいては新たな弁護士採用の需要を生み出すものである。したがって、長期的な観点から、弁護士の需要の掘り起こし及び業務分野の拡大

は必要不可欠なものである。

これについては、日弁連では法的サービス企画推進センターを設置し、企業や官公庁等組織内における弁護士活用を呼びかけるシンポジウムの開催、自治体内弁護士の有用性についての勉強会の開催、任期付公務員からのヒアリング、中小企業における事業承継サポートシステムの構築、法曹有資格者の活動領域の拡大をテーマとして法務省・経団連・法科大学院協会等と意見交換会を行う等、その他様々な企画を実現しており、現在も多様な分野での弁護士需要の掘り起こし及び業務分野拡大に尽力しているところである。

以上のとおり、2006年・2007年アンケートで提案した施策については、現在においてもその必要性はある。

日弁連においては、既にいくつかの施策については実行に移し、または検討を進めている最中である。しかし、これだけで十分ではなく、今回のアンケートの結果も踏まえ、さらに効果的な施策を検討・実行することが必要である。